

証券コード 6164
平成27年6月8日

株 主 各 位

新潟県長岡市西陵町221番35
株式会社太陽工機
代表取締役社長 渡辺 登

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否のご表示をいただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市西陵町221番35 当社本社2階会議室
3. 目的事項
報告事項 第30期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.taiyokoki.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度の工作機械業界は、日本工作機械工業会が発表した2014年度の工作機械受注実績（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）が前年度比で31.0%増加し、2007年度に次ぐ、過去2番目の受注高となりました。

こうした状況の中、当社の国内受注は好調に推移するとともに、海外でも増加傾向となっており、受注は着実に増加してまいりました。国内においては、自動車関連企業からの複数台受注を多数獲得した他、国内の軸受関連企業からの大口受注も獲得いたしました。海外においては、中国や韓国、台湾等のアジア地域を中心に現地ユーザーから新規受注を獲得しております。

製品面では、お客様の更なる生産性の向上に貢献すべく、平成26年10月に現在の主力製品であるNVGⅡシリーズの機能を更に高めた中・大型の立形複合研削盤「CVG-9」及び自動車部品の量産加工をターゲットとした高生産型の小型立形研削盤「PGV-2」を市場に投入いたしました。

特に「JIMTOF2014」に出展した新製品「CVG-9」は、明確なコンセプトと生産性を格段に高めるシステムが、お客様のニーズを確実にとらえ、国内外のお客様から受注を獲得いたしました。今後は「CVG-9」及び「PGV-2」の受注拡大を図るとともに、ラインナップの拡充を推し進めてまいります。

当事業年度の受注高は7,585,145千円（前期比68.0%増）となりました。うち当社主力機種である立形研削盤は5,568,969千円（前期比63.2%増）、横形研削盤は1,431,375千円（前期比103.2%増）、その他専用研削盤は584,800千円（前期比46.6%増）となりました。

生産高は5,511,002千円（前期比35.1%増）となりました。うち立形研削盤は3,648,076千円（前期比14.6%増）、横形研削盤は1,358,181千円（前期比319.1%増）、その他専用研削盤は504,745千円（前期比11.4%減）となりました。

売上高につきましては、5,939,447千円（前期比33.1%増）となりました。品目別に表示すと、立形研削盤は3,954,964千円（前期比14.9%増）、横形研削盤は1,421,965千円（前期比255.8%増）、その他専用研削盤は562,517千円（前期比9.1%減）となりました。

損益につきましては、営業利益754,805千円（前期比232.9%増）、経常利益730,957千円（前期比287.8%増）、当期純利益447,715千円（前期比458.5%増）となりました。

当期の配当につきましては、財務状況及び業績等を総合的に勘案して、期末配当12円を実施する予定であります。

今日までの株主の皆様のご理解、ご支援に対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額（無形固定資産を含む）は20,895千円であり、その主なものは、機械及び装置であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社が属する工作機械業界は、経済環境の変化により、需要が大きく変動する業界であります。その中であって、持続的成長を続けるために経営基盤を整備していく必要性から、特に下記に掲げる重点課題に取り組んでまいります。

### ① 海外展開

当社はこれまで、グループ会社の海外販売網を利用するほか、海外駐在員を配置した北米地域や中国地域、欧州地域を軸に海外展開を進めており、海外マーケットにおける当社製品の知名度は徐々に向上してきておりますが、未だ世界には当社の製品技術をご存知でないお客様が多くおられます。世界のお客様に当社の製品をご利用いただき、当社の提案するプロセスイノベーション、バリューイノベーション、コストイノベーションにより、お客様自身の事業を強化拡大していただくために、積極的な海外展開を進めてまいります。

### ② お客様ニーズに合致した製品開発

リーズナブルな価格で高精度加工を実現したVertical Mateシリーズは、これまで取引のなかった中堅・中小企業のお客様からもご好評をいただき、ヒット商品となりました。今後、より一層顧客層を拡大するため、マーケット分析に基づく開発機種を選定を行い、汎用機から専用機まで幅広くかつ要点を押さえた製品ラインナップを開発することで、お客様のニーズに適う優れた製品を提供してまいります。

### ③ 品質・コスト・納期（QCD）の満足

顧客満足度を向上させるためには、高品質の製品及びサービスを、タイムリーかつ適正な価格でお客様へ提供することが求められます。製造工程において、品質を確保するためのチェック体制を厳格に運用しつつ、調達先の開拓による原材料費の改善や生産計画の精緻化による社内工数の低減といった原価低減策を展開します。良い製品を早く、そして低コストで作り上げるため、絶え間ない企業努力を続けてまいります。

### ④ 人材の確保及び育成

人材に関して当社が抱える喫緊の課題は海外要員の確保及び育成であります。従来から英語と中国語のスキル強化に取り組んでおりますが、特に北米市場への営業展開に向け、英語圏の対応人員の増強を図っております。また、採用においては企業規模を維持しつつポテンシャルの高い人材を採用することを基本方針とし、採用後も専属の現場担当者がOJT教育を行う指導員制度により若手社員の早期戦力化を図るなど、全社的に人材育成を行い企業としての成長性を確保してまいります。

### ⑤ 企業統治

強固な経営基盤を構築するためには、安定した収益の確保のみならず、企業統治における透明性の確保、並びにリスクマネジメントが必要であります。

そのため当社では、取締役会等における各取締役の業務執行の管理監視、適時適切な情報開示を行ってまいります。また、コンプライアンス指針の制定、ホットライン窓口の設置、コンプライアンスに関する社内研修などを実施するほか、内部監査室が主管部門となり法令遵守状況のモニタリングを実施する体制を整えております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

|            | 第27期<br>平成24年3月期 | 第28期<br>平成25年3月期 | 第29期<br>平成26年3月期 | 第30期(当期)<br>平成27年3月期 |
|------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高(千円)    | 5,708,411        | 5,663,366        | 4,461,937        | 5,939,447            |
| 経常利益(千円)   | 625,962          | 649,999          | 188,486          | 730,957              |
| 当期純利益(千円)  | 527,043          | 768,394          | 80,167           | 447,715              |
| 1株当たり当期純利益 | 181円28銭          | 263円92銭          | 27円35銭           | 152円43銭              |
| 総資産(千円)    | 3,823,708        | 3,706,840        | 3,677,297        | 4,616,213            |
| 純資産(千円)    | 1,656,002        | 2,405,353        | 2,461,887        | 2,875,391            |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との関係

当社の親会社はDMG森精機株式会社であり、同社は当社の株式を1,494,000株（議決権比率50.8%）保有しています。当社は親会社との間で、主として研削盤を販売する等の取引を行っております。

## ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社は、DMG森精機株式会社グループに属し、研削盤の製造・販売会社として事業を確立させております。

当社の事業内容は、立形研削盤・横形研削盤・その他専用研削盤の3つの製品群に区分をしております。

立形研削盤は、当社独自の技術を用いて開発した、垂直方向から加工対象物を削る研削盤であります。製品のラインナップとしては、中大型部品の加工には標準機種であるNVGシリーズ、また同機種をベースに精度と加工効率をさらに高めたハイスpekマシNNGHシリーズと汎用性を重視したVertical Mateシリーズを展開しており、小型部品の加工には長年ご支持をいただいているIGVシリーズを取り揃えております。更に高生産性を追求したCVGシリーズ、PGVシリーズも提供しており、お客様の幅広いご要望にお応えしております。

横形研削盤は、他社が主力製品とし、一般に広く利用されている研削盤であります。当社では、CNC内面研削盤のベストセラーで研削スピンドル2本仕様のIGHシリーズを始め、円筒研削盤のCGNシリーズ、MGSシリーズと用途に応じた製品を展開し、高い精度と剛性を追求しております。

その他専用研削盤は、ネジ部品の加工に特化したTGNシリーズをはじめ、お客様からの多様なオーダーに対応した機種であり、当社の高度な技術力をもって製品提供しております。

## (8) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

| 名 称         | 所 在 地                  |
|-------------|------------------------|
| 本 社 及 び 工 場 | 新潟県長岡市西陵町221番35        |
| 東 部 営 業 所   | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目340番地 |
| 中 部 営 業 所   | 愛知県名古屋市中村区名駅2丁目35番16号  |
| 西 部 営 業 所   | 大阪府吹田市広芝町4番1号          |

(9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 170名 | 0名     | 35.5歳 | 9年3ヶ月  |

(注) 使用人数は、他社からの出向者を含む就業人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,938,350株（自己株式39,850株を除く。）
- (3) 当期末株主数 870名
- (4) 大株主

| 株主名                  | 持株数(株)    | 持株比率(%) |
|----------------------|-----------|---------|
| D M G 森 精 機 株 式 会 社  | 1,494,000 | 50.8    |
| 株 式 会 社 渡 辺          | 152,000   | 5.2     |
| 渡 辺 登                | 148,000   | 5.0     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 141,200   | 4.8     |
| 太 陽 工 機 従 業 員 持 株 会  | 117,600   | 4.0     |
| 株 式 会 社 井 高          | 108,000   | 3.7     |
| 株 式 会 社 第 四 銀 行      | 40,000    | 1.4     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行  | 40,000    | 1.4     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社   | 27,300    | 0.9     |
| 中 田 有 希              | 15,400    | 0.5     |

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（39,850株）を除いて計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役に関する事項（平成27年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                   |
|-----------|---------|--------------------------------|
| 代表取締役社長   | 渡 辺 登   |                                |
| 常 務 取 締 役 | 小 林 秋 男 | 品質保証部長兼管理部長兼生産管理部長             |
| 常 務 取 締 役 | 棚 橋 基 裕 | 営業部長                           |
| 取 締 役     | 高 村 寛 義 | 技術・開発部長                        |
| 取 締 役     | 渡 辺 剛   | 海外営業部長                         |
| 取 締 役     | 加 藤 祐 司 | 製造部長                           |
| 取 締 役     | 森 雅 彦   | DMG森精機株式会社代表取締役社長              |
| 取 締 役     | 間 瀬 宏   | 株式会社井高専務取締役                    |
| 常 勤 監 査 役 | 大 野 和 彦 |                                |
| 監 査 役     | 大 野 義 彰 |                                |
| 監 査 役     | 平 塚 誠 毅 |                                |
| 監 査 役     | 内ヶ崎 守 邦 | 株式会社ツガミ社外監査役<br>株式会社マグネスケール監査役 |

- (注) 1 取締役のうち間瀬宏氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役のうち大野義彰氏及び平塚誠毅氏、内ヶ崎守邦氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、大野義彰氏及び平塚誠毅氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 3 監査役大野義彰氏は株式会社第四銀行で常務取締役及び常勤監査役に就任していた経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 監査役平塚誠毅氏は住友石炭鉱業株式会社で常勤監査役に就任していた経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 監査役内ヶ崎守邦氏は親会社であるDMG森精機株式会社で常務取締役及び常勤監査役に就任していた経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6 当事業年度中に以下の取締役の地位の異動がありました。

| 氏 名     | 新             | 旧           | 異動年月日      |
|---------|---------------|-------------|------------|
| 棚 橋 基 裕 | 常務取締役<br>営業部長 | 取締役<br>営業部長 | 平成26年6月12日 |



## (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

取締役渡辺剛氏及び加藤祐司氏は平成26年6月12日開催の第29期定時株主総会において、取締役に選任され、就任いたしました。

監査役内ヶ崎守邦氏は平成26年6月12日開催の第29期定時株主総会において、監査役に選任され就任いたしました。

取締役会長水口博氏及び取締役佐藤剛氏は平成26年6月12日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分          | 支 給 人 員 | 支 給 額              |
|--------------|---------|--------------------|
| 取締役（うち社外取締役） | 9名（1名）  | 106,394千円（3,600千円） |
| 監査役（うち社外監査役） | 4名（3名）  | 25,256千円（9,900千円）  |
| 合 計          | 13名     | 131,650千円          |

- (注) 1 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 平成23年6月16日開催の第26期定時株主総会において、取締役の報酬限度額（ストック・オプションを除く）は年額150,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）と決議いただいております。
- 3 平成26年6月12日開催の第29期定時株主総会において、監査役の報酬限度額（ストック・オプションを除く）は年額30,000千円以内と決議いただいております。
- 4 平成20年6月20日開催の第23期定時株主総会において、取締役に対するストック・オプションに係る報酬等の限度額は年額15,000千円（うち社外取締役2,000千円）、監査役に対するストック・オプションに係る報酬等の限度額は年額5,000千円（うち社外監査役3,000千円）と決議いただいております。
- 5 報酬等の総額には、以下のものが含まれております。  
 当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額  
 取締役 16,667千円（社外取締役に対しての支給なし）  
 監査役 2,559千円（社外監査役に対しての支給なし）
- 6 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受け取った役員としての報酬額は3,787千円です。
- 7 期末現在の人員は取締役8名、監査役4名であります。無報酬の取締役が1名在任しております。

#### (4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 間瀬 宏

株式会社井高の専務取締役であり、当社は同社に対して製品を販売しております。

監査役 内ヶ崎 守邦

株式会社ツガミの社外監査役であり、当社と同社との間に重要な取引関係はありません。

株式会社マグネスケールの監査役であり、同社は当社親会社であるDMG森精機株式会社の子会社であります。当社と同社との間に重要な取引関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                            |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 間 瀬 宏   | 13回中13回の取締役会に出席し、販売先の専務取締役としての専門的見地から、経営政策及び議案審議に必要な助言指導を適宜行っております。    |
| 監 査 役 | 大 野 義 彰 | 13回中13回の取締役会及び11回中10回の監査役会に出席し、議案審議に際し、適宜質問を行い意見を表明する等、監査機能を十分に発揮しました。 |
| 監 査 役 | 平 塚 誠 毅 | 13回中13回の取締役会及び11回中10回の監査役会に出席し、議案審議に際し、適宜質問を行い意見を表明する等、監査機能を十分に発揮しました。 |
| 監 査 役 | 内ヶ崎 守邦  | 10回中9回の取締役会及び7回中7回の監査役会に出席し、議案審議に際し、適宜質問を行い意見を表明する等、監査機能を十分に発揮しました。    |

(注) 内ヶ崎守邦氏は、平成26年6月12日開催の第29期定時株主総会において選任されており、就任後の取締役会及び監査役会の出席状況となっております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額  
15,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
15,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めておりません。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、責任限定契約を締結しておりません。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しております。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### ① 基本方針

当社は、企業理念・経営方針等の各種行動指針、ルールにより、取締役及び役職員の具体的行動にいたる判断基準を明示しております。

今後、代表取締役社長を議長とする経営会議において、同会がこれら行動規範の整備、コンプライアンスの推進、役職員への教育指導、組織横断的な統括等において、実効的に機能しうる体制の確立を図ってまいります。

#### ② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応しいかなる名目の利益供与も行わず、取引関係を含めて一切の関係を遮断することで会社及び役職員の安全を確保する旨の指針を明示しております。

具体的には、対応責任者（社長）・対応窓口（管理部長及び管理部総務課）を設け、外部専門機関と連携しつつ、対応マニュアルによる運用や情報の収集管理を行っております。

今後は、担当部署のスキルアップや役職員への周知徹底を目的とした研修の充実を図り、さらなる対応強化に努めてまいります。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は株主総会議事録、取締役会議事録、経営協議会議事録、経営会議議事録及び電子稟議書システムを通じた日常の意思決定・業務執行の情報等を管理保存しており、また取締役及び監査役はこれら情報を文書又は電磁的媒体で常時閲覧できる体制にあります。

今後、各種情報管理規程及び文書管理規程を整備し、職務執行に係る情報の保存及び管理の体制をより明確にし、適切に運用してまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、マネジメントシステムによる労働安全衛生、品質のリスク管理、財務報告の信頼性に係るリスク管理、輸出管理プログラムによるリスク管理、電子稟議書システムによる日常業務におけるリスク管理を徹底しております。

今後も、代表取締役社長を議長とする経営会議を中心として、当社全体のリスク管理を網羅的及び総括的に管理できる体制の構築に取り組んでまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下に掲げる経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 電子稟議書システムを用いた迅速な意思決定
- ② 取締役会、経営協議会及び経営会議における取締役及び幹部職員の職務執行報告と監査役による職務執行監視
- ③ 取締役会、経営協議会及び経営会議による中期経営計画の策定、同計画に基づく事業部門毎の業績目標、予算の設定及びITを活用した月次、四半期毎の業績管理の実施
- ④ 取締役会、経営協議会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社、親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、電子稟議書、週報システムの連結ベースでの運用、連結ベースでの各種定例会議を通じて親会社及び関係会社と連携し、その適正を確保することに努めております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役を補助する使用人を配置してございませんが、今後監査役からの求めに応じて随時対応してまいります。

なお、その場合、補助人員の人事異動及び評価等は、監査役の同意事項とし、また、監査の実効性を高め、独立性を確保するための体制について、監査役と定期的に意見交換を実施する方針でございます。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社では、監査役が、取締役会、経営協議会、経営会議等の定例重要会議に出席し決議事項及び報告事項を聴取する他、必要に応じ取締役又は役職員に報告を求められる体制を構築しております。

今後も、このような体制を運用していくとともに、取締役及び役職員が、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときにおいて、直ちに監査役会又は監査役に当該事実を報告するよう徹底してまいります。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会又は監査役が、取締役会又は取締役、会計監査人とそれぞれ定期、臨時的に意見交換を実践しております。

今後ともこのような体制を維持し、継続してまいります。

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部              |                    | 負債の部           |                    |
|-------------------|--------------------|----------------|--------------------|
| 科目                | 金額                 | 科目             | 金額                 |
| <b>【流動資産】</b>     | <b>[3,377,789]</b> | <b>【流動負債】</b>  | <b>[1,051,537]</b> |
| 現金及び預金            | 435,358            | 買掛金            | 375,182            |
| 売掛金               | 1,611,321          | リース債務          | 58,952             |
| 仕掛品               | 994,860            | 未払金            | 74,557             |
| 原材料及び貯蔵品          | 222,301            | 未払費用           | 52,356             |
| 前払費用              | 16,449             | 未払法人税等         | 303,254            |
| 繰延税金資産            | 97,568             | 製品保証引当金        | 62,405             |
| その他               | 929                | 役員賞与引当金        | 19,227             |
| 貸倒引当金             | △1,000             | その他            | 105,601            |
| <b>【固定資産】</b>     | <b>[1,238,424]</b> | <b>【固定負債】</b>  | <b>[689,284]</b>   |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>(1,156,550)</b> | リース債務          | 652,365            |
| 建物                | 699,648            | 長期未払金          | 36,918             |
| 構築物               | 7,592              |                |                    |
| 機械及び装置            | 84,214             | <b>負債合計</b>    | <b>1,740,821</b>   |
| 車両運搬具             | 0                  |                |                    |
| 工具、器具及び備品         | 10,825             | <b>純資産の部</b>   |                    |
| 土地                | 354,269            | <b>【株主資本】</b>  | <b>[2,875,391]</b> |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>(3,838)</b>     | 資本金            | 700,328            |
| ソフトウェア            | 3,178              | 資本剰余金          | 472,960            |
| 電話加入権             | 659                | 資本準備金          | 387,828            |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>(78,035)</b>    | その他資本剰余金       | 85,132             |
| 長期前払費用            | 15,162             | 利益剰余金          | 1,735,696          |
| 繰延税金資産            | 3,786              | その他利益剰余金       | 1,735,696          |
| 敷金及び保証金           | 58,935             | 繰越利益剰余金        | 1,735,696          |
| その他               | 150                | 自己株式           | △33,594            |
| <b>資産合計</b>       | <b>4,616,213</b>   | <b>純資産合計</b>   | <b>2,875,391</b>   |
|                   |                    | <b>負債純資産合計</b> | <b>4,616,213</b>   |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年 4 月 1 日)  
(至 平成27年 3 月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 5,939,447 |
| 売 上 原 価               | 4,108,929 |
| 売 上 総 利 益             | 1,830,518 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 1,075,713 |
| 営 業 利 益               | 754,805   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 76        |
| 助 成 金 収 入             | 4,745     |
| 受 取 手 数 料             | 1,266     |
| 受 取 賃 貸 料             | 2,406     |
| 受 取 保 険 金             | 1,528     |
| そ の 他                 | 1,233     |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 24,956    |
| 休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費 | 3,073     |
| 売 上 割 引               | 1,599     |
| 支 払 手 数 料             | 1,141     |
| そ の 他                 | 4,333     |
| 経 常 利 益               | 35,104    |
| 特 別 利 益               | 730,957   |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 8,942     |
| 特 別 損 失               |           |
| 有 形 固 定 資 産 除 却 損     | 1,774     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 8,942     |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,774     |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 738,124   |
| 当 期 純 利 益             | 308,336   |
|                       | △17,927   |
|                       | 290,409   |
|                       | 447,715   |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

|                        | 株 主 資 本 |         |              |             |                             |             |
|------------------------|---------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|
|                        | 資本金     | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金                       |             |
|                        |         | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当 期 首 残 高              | 700,328 | 387,828 | 84,142       | 471,970     | 1,317,301                   | 1,317,301   |
| 当 期 変 動 額              |         |         |              |             |                             |             |
| 剰 余 金 の 配 当            |         |         |              |             | △29,320                     | △29,320     |
| 自 己 株 式 の 処 分          |         |         | 989          | 989         |                             |             |
| 当 期 純 利 益              |         |         |              |             | 447,715                     | 447,715     |
| 株主資本以外項目の<br>当期変動額(純額) |         |         |              |             |                             |             |
| 当 期 変 動 額 合 計          | —       | —       | 989          | 989         | 418,395                     | 418,395     |
| 当 期 末 残 高              | 700,328 | 387,828 | 85,132       | 472,960     | 1,735,696                   | 1,735,696   |

|                         | 株 主 資 本 |           | 新株予約権   | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-----------|---------|-----------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計    |         |           |
| 当 期 首 残 高               | △38,905 | 2,450,695 | 11,192  | 2,461,887 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         | △29,320   |         | △29,320   |
| 自 己 株 式 の 処 分           | 5,310   | 6,300     |         | 6,300     |
| 当 期 純 利 益               |         | 447,715   |         | 447,715   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           | △11,192 | △11,192   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 5,310   | 424,696   | △11,192 | 413,504   |
| 当 期 末 残 高               | △33,594 | 2,875,391 | —       | 2,875,391 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

(通常の販売目的で保有するたな卸資産)

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品 ・ 仕 掛 品……………個別法

原 材 料……………個別法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

(リース資産除く)

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～31年

機械及び装置 7年～10年

無 形 固 定 資 産……………定額法

(リース資産除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法  
によっております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法  
によっております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について  
は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については  
個別の回収可能性を検討し回収不能見込額を計上して  
おります。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込  
額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

製品保証引当金……………製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去  
の売上高に対する支出割合に基づき計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっ  
ております。

(貸借対照表に関する注記)

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1. 資産から直接控除した減価償却累計額 |           |
| 有形固定資産               | 990,924千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務    |           |
| 短期金銭債権               | 4,450千円   |
| 短期金銭債務               | 5,438千円   |

(損益計算書に関する注記)

|             |          |
|-------------|----------|
| 関係会社との取引高   |          |
| 営業取引による取引高  |          |
| 売    上    高 | 10,024千円 |
| 仕    入    高 | 18,129千円 |
| そ    の    他 | 12,131千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 増加数 (株) | 減少数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|---------|---------|-------------------|
| 発行済株式 |                    |         |         |                   |
| 普通株式  | 2,978,200          | —       | —       | 2,978,200         |
| 自己株式  |                    |         |         |                   |
| 普通株式  | 46,150             | —       | 6,300   | 39,850            |

(自己株式の変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 6,300株

### 2. 新株予約権に関する事項

| 内 訳                     | 目的となる<br>株式の種類 | 目的となる株式の数 (株) |    |        |            | 当事業年度末<br>残高 (千円) |
|-------------------------|----------------|---------------|----|--------|------------|-------------------|
|                         |                | 当事業<br>年度期首   | 増加 | 減少     | 当事業<br>年度末 |                   |
| ストック・オプションとしての<br>新株予約権 | 普通株式           | 28,000        | —  | 28,000 | —          | —                 |
| 合 計                     |                | 28,000        | —  | 28,000 | —          | —                 |

(新株予約権の変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 6,300株

権利失効による減少 21,700株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金の支払額

| 決議                       | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-------|----------------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成26年<br>6月12日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 29,320         | 10                  | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月13日 |

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                       | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-------|----------------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成27年<br>6月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 35,260         | 12                  | 平成27年<br>3月31日 | 平成27年<br>6月24日 |

#### (税効果会計に関する注記)

#### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

##### (1) 流動の部

##### (繰延税金資産)

|             |          |
|-------------|----------|
| 未払事業税       | 20,637千円 |
| 貸倒引当金       | 328千円    |
| 原材料及び仕掛品評価損 | 23,613千円 |
| 製品保証引当金     | 20,487千円 |
| 研究開発費       | 29,674千円 |
| その他         | 2,826千円  |
| 繰延税金資産小計    | 97,568千円 |
| 評価性引当額      | — 千円     |
| 繰延税金資産合計    | 97,568千円 |

## (2) 固定の部

## (繰延税金資産)

|          |          |
|----------|----------|
| 一括償却資産   | 621千円    |
| 減価償却超過額  | 2,367千円  |
| その他      | 1,870千円  |
| 繰延税金資産小計 | 4,860千円  |
| 評価性引当額   | △1,073千円 |
| 繰延税金資産合計 | 3,786千円  |

## 2. 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.42%から、回収が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年12月31日までのものは32.83%、平成29年1月1日以降のものについては32.06%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が8,049千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が8,049千円増加しております。

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

## 1. ファイナンス・リース取引

## リース資産の内容

## (有形固定資産)

本社工場増設部分（建物、構築物）及び情報関連機器（工具、器具及び備品）であります。

## 2. オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

## 未経過リース料

|      |           |
|------|-----------|
| 1年以内 | 109,098千円 |
| 1年超  | 647,600千円 |
| 合計   | 756,698千円 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、研削盤の製造にあたり、運転資金等につきましては、一部を借入金で調達し、工場等の設備投資につきましては、主にリースによる調達を行っております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの与信残高管理及び期日管理を行うとともに、信用情報の定期的な把握に努めております。なお、ほとんどの営業債権は2ヶ月以内に決済されるものであります。

営業債務である買掛金は、2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には主に短期の運転資金の調達を目的としたものであり、月々の入出金を把握し、効率的な資金調達を行うため、必要に応じて借入れを行っております。

リース債務は、主に工場増築の資金調達を目的としたものであります。毎月のリース債務の返済額は固定されており、市場金利の変動リスクには晒されておられません。

また、借入金、リース債務は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画の定期的な見直し、金利状況の把握等により、リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額    |
|---------------|-----------|-----------|-------|
| (1) 現金及び預金    | 435,358   | 435,358   | —     |
| (2) 売掛金       | 1,611,321 | 1,611,321 | —     |
| 資産計           | 2,046,679 | 2,046,679 | —     |
| (1) 買掛金       | 375,182   | 375,182   | —     |
| (2) 未払法人税等    | 303,254   | 303,254   | —     |
| (3) リース債務 (※) | 711,317   | 715,527   | 4,210 |
| 負債計           | 1,389,755 | 1,393,965 | 4,210 |

※ リース債務は、流動負債及び固定負債の合計となっております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を市場金利状況及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

## 2 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

|     | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-----|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 預金  | 434,999   | —           | —           | —           | —           | —   |
| 売掛金 | 1,611,321 | —           | —           | —           | —           | —   |

### 3 リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| リース債務 | 58,952 | 60,805      | 61,452      | 62,773      | 467,334     | —   |

#### (賃貸等不動産に関する注記)

当社では、将来の使用が見込まれていない遊休不動産（新潟県長岡市、旧本社工場）を有しております。平成27年3月期における当該遊休不動産に関する費用は休止固定資産減価償却費3,073千円（営業外費用に計上）、その他2,265千円（営業外費用に計上）であります。

当該遊休不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額  |          |          | 当事業年度末の時価 |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |           |
| 98,952    | △3,288   | 95,664   | 95,704    |

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2 当事業年度増減額のうち、主な減少額は休止固定資産減価償却費（3,073千円）であります。  
 3 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた鑑定評価額であります。

#### (持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

当社と同一の親会社を持つ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

| 種類          | 会社等の名称<br>又は氏名                | 所在地                | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容<br>又は職業         | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係     | 取引の<br>内容                | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-------------|-------------------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------|--------------------------|--------------|-----|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | DMG森精機<br>テクノトレーディング<br>株式会社  | 奈良県<br>大和郡山市       | 100                       | 工作機械<br>の販売<br>及び<br>サービス | なし                            | 当社製品の販売、<br>役員の兼任 | 研削盤<br>の販売<br>及び<br>サービス | 720,984      | 売掛金 | 341,985      |
| 同一の親会社を持つ会社 | DMG森精機<br>セールスアンドサービス<br>株式会社 | 愛知県<br>名古屋市<br>中村区 | 100                       | 工作機械<br>の販売<br>及び<br>サービス | なし                            | 当社製品の販売、<br>役員の兼任 | 研削盤<br>の販売<br>及び<br>サービス | 173,070      | 売掛金 | 79,488       |

- (注) 1 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2 取引条件及び取引条件の決定方針等  
当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 978円57銭  
1 株当たり当期純利益 152円43銭

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

株式会社太陽工機  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 尚秀 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社太陽工機の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会の定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月27日

|       |          |    |      |   |
|-------|----------|----|------|---|
|       | 株式会社太陽工機 |    | 監査役会 |   |
| 常勤監査役 | 大野       | 和彦 |      | ㊟ |
| 社外監査役 | 大野       | 義彰 |      | ㊟ |
| 社外監査役 | 平塚       | 誠毅 |      | ㊟ |
| 社外監査役 | 内ヶ崎      | 守邦 |      | ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりと致したいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

第30期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案致しまして、以下のとおりと致したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭と致します。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき12円 総額35,260,200円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、親会社であるDMG森精機株式会社のグループ会社として、決算期を統一することで、グループ一体となった経営を推進するとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の効率化を図るため、毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。

これに伴い、現行定款第9条（基準日）、第44条（事業年度）、第45条（期末配当金）、第46条（中間配当金）に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第31期事業年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、附則を設けるものであります。

(2) 平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条（社外取締役の責任限定契約）及び第39条（社外監査役の責任限定契約）の変更を行うものであります。なお、現行定款第28条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

| 現行定款 |                                                                                                      | 変更案 |                                                                                                                 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 第1章 総則<br>(基準日)                                                                                      |     | 第1章 総則<br>(基準日)                                                                                                 |
| 第9条  | 当社は、毎年 <u>3</u> 月 <u>3</u> 1日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 | 第9条 | 当社は、毎年 <u>1</u> 月 <u>2</u> 月 <u>3</u> 1日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 |
|      | (2) (条文省略)                                                                                           |     | (2) (現行どおり)                                                                                                     |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(<u>取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(<u>監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第7章 計算<br/>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(中間配当金)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第7章 計算<br/>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(中間配当金)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を支払う。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第44条(事業年度)の規定にかかわらず、第31期事業年度は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までとする。なお、本附則は第31期事業年度終了後これを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有株式数<br>(株) |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | わたなべ のぼる<br>渡辺 登<br>(昭和23年6月1日生)    | 昭和46年3月 東京工業大学工学部 卒業<br>昭和46年4月 株式会社ツガミ 入社<br>昭和61年3月 有限会社太陽工機（現 当社） 設立<br>代表取締役社長 就任（現任）<br>現在に至る                                                                                                                                                                             | 148,000      |
| 2     | こばやし あきお<br>小林 秋男<br>(昭和31年10月26日生) | 昭和54年3月 新潟大学工学部 卒業<br>昭和54年4月 小松造機株式会社<br>（現 株式会社小松製作所） 入社<br>平成元年11月 当社 入社<br>平成15年5月 当社生産統括部長 就任<br>平成16年6月 当社取締役生産統括部長 就任<br>平成18年6月 当社常務取締役製造部長 就任<br>平成24年4月 当社常務取締役品質保証部長 兼<br>管理部長 兼 プロセスエンジニアリング<br>部長 就任<br>平成26年2月 当社常務取締役品質保証部長 兼 管理<br>部長 兼 生産管理部長 就任（現任）<br>現在に至る | 10,000       |
| 3     | たなはし もとひろ<br>棚橋 基裕<br>(昭和37年8月16日生) | 昭和56年3月 新潟県立長岡工業高等学校 卒業<br>昭和61年8月 当社 入社<br>平成14年9月 当社開発部次長 就任<br>平成17年1月 当社営業部長 就任<br>平成18年6月 当社取締役営業部長 就任<br>平成26年6月 当社常務取締役営業部長 就任（現任）<br>現在に至る                                                                                                                             | 5,200        |
| 4     | たかむら ひろよし<br>高村 寛義<br>(昭和37年8月22日生) | 平成2年3月 同志社大学工学部 卒業<br>平成2年4月 倉敷機械株式会社 入社<br>平成17年1月 当社 入社<br>平成21年10月 当社技術・開発部長 就任<br>平成23年6月 当社取締役技術・開発部長 就任（現任）<br>現在に至る                                                                                                                                                     | 3,400        |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                 | 所有株式数<br>(株) |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 5         | わたなべ つよし<br>渡辺 剛<br>(昭和52年11月2日生) | 平成13年3月 千葉工業大学工学部 卒業<br>平成13年4月 当社 入社<br>平成24年4月 当社海外営業部長 就任<br>平成26年6月 当社取締役海外営業部長 就任 (現任)<br>現在に至る                                                                                                               | 15,200       |
| 6         | かとう ゆうじ<br>加藤 祐司<br>(昭和46年5月11日生) | 平成4年3月 札幌科学技術専門学校 卒業<br>平成16年6月 当社 入社<br>平成26年4月 当社製造部長 就任<br>平成26年6月 当社取締役製造部長 就任 (現任)<br>現在に至る                                                                                                                   | 700          |
| 7         | もり まさひこ<br>森 雅彦<br>(昭和36年9月16日生)  | 昭和60年3月 京都大学工学部 卒業<br>平成5年4月 株式会社森精機製作所<br>(現 DMG森精機株式会社) 入社<br>平成6年6月 同社取締役 就任<br>平成8年6月 同社常務取締役 就任<br>平成9年6月 同社専務取締役 就任<br>平成11年6月 同社代表取締役社長 就任 (現任)<br>平成13年6月 当社取締役 就任 (現任)<br>現在に至る<br>[DMG森精機株式会社 代表取締役社長兼任] | 12,000       |
| 8         | まぜ ひろし<br>間瀬 宏<br>(昭和18年8月20日生)   | 昭和41年3月 明治大学文学部 卒業<br>昭和41年4月 株式会社井高 入社<br>平成7年6月 同社取締役 就任<br>平成13年6月 当社取締役 就任 (現任)<br>平成18年6月 株式会社井高常務取締役 就任<br>平成26年6月 同社専務取締役 就任 (現任)<br>現在に至る<br>[株式会社井高 専務取締役兼任]                                              | 4,000        |

- (注)
- 1 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2 間瀬 宏氏は社外取締役候補者であります。また同氏は、当社の主要な取引先である株式会社井高の専務取締役であります。
  - 3 社外取締役候補者の選任理由について  
間瀬 宏氏につきましては、株式会社井高においてこれまで培われてきました経営経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - 4 社外取締役候補者の就任後の年数について  
間瀬 宏氏の当社取締役就任後の期間につきましては、本株主総会終結の時をもって14年間となります。
  - 5 会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、間瀬 宏氏との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
  - 6 所有株式数につきましては、平成27年3月31日現在の株式数を記載しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役大野義彰氏及び平塚誠毅氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位又は重要な兼職の状況                                                                                                                                 | 所有株式数<br>(株) |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| おのおのよしあき<br>大野義彰<br>(昭和20年3月24日生) | 昭和43年3月 早稲田大学法学部 卒業<br>昭和43年4月 株式会社第四銀行 入行<br>平成10年6月 同行取締役 就任<br>平成14年6月 同行常務取締役 就任<br>平成16年6月 同行常勤監査役 就任<br>平成18年6月 当社監査役 就任(現任)<br><br>現在に至る | 1,500        |

- (注) 1 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 大野義彰氏は社外監査役候補者であります。
- 3 社外監査役候補者の選任理由について  
大野義彰氏につきましては、各分野において広い見識を有し、監査役の経験が豊富であることから、高い監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任しております。
- 4 社外監査役候補者の就任後の年数について  
大野義彰氏の当社監査役就任後の期間につきましては、本株主総会の終結の時をもって9年間となります。
- 5 会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、大野義彰氏との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 6 当社は、大野義彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- 7 所有株式数につきましては、平成27年3月31日現在の株式数を記載しております。

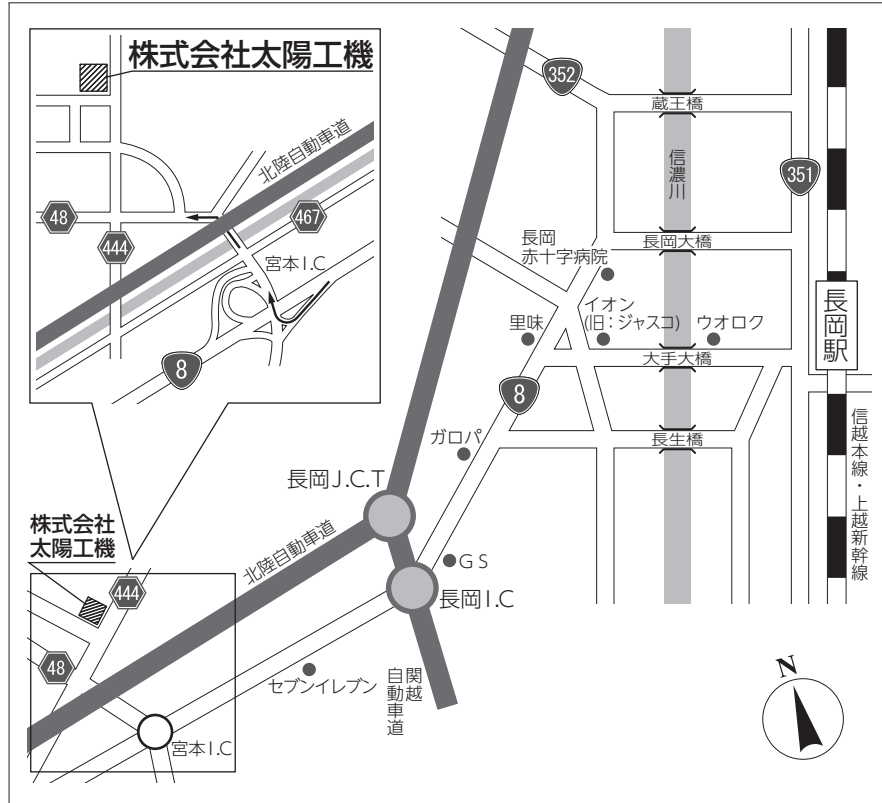
以上

<メ モ 欄>

Ruled lines for writing content.

# 株主総会会場ご案内図

会 場 新潟県長岡市西陵町221番35  
当社本社 2階会議室  
電話 0258 (42) 8808



◎JR長岡駅より車で約30分

◎関越自動車道長岡I.C.より車で約10分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。